平成２２年（フ）第５８１６号
埼玉県飯能市大字阿須94
債務者　小島　正之
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　夏江
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８３６号
神奈川県横浜市港北区綱島東３丁目10―１　ジーニアスＫ301
債務者　笹口　武彦
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　引田　紀之
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５８１号
東京都杉並区井草５丁目15―７―402
債務者　平田　清隆
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　良憲
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６９７号
神奈川県横浜市港南区日野７丁目３―35
債務者　柴田　貴久
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木広行
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７７７号
東京都港区南青山４丁目９―３
債務者　権東　明雄
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永沢　　徹
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９６９号
神奈川県川崎市多摩区宿河原１丁目22―33―103
債務者　寺脇　隆史
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柊木野一紀
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３７４号
東京都小平市津田町３丁目４―12―305
債務者　一迫　保身
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　俊介
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３８４号
東京都大田区上池台１丁目20―８―403
債務者　横江　正昭
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　健志
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１８４号
埼玉県川越市大字並木67番地１　千代田サンライズマンションＡ棟202号室
債務者　杉山　英志
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８６号
埼玉県日高市大字鹿山61番地１　県営住宅１―404
債務者　関田　早苗（旧姓森越）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０７号
埼玉県坂戸市泉町３丁目３番地６　いずみ２番館102号室、前住所神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目14番２―305号
債務者　丸山眞佐子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１１号
埼玉県富士見市大字鶴馬3287番地６　パルコールⅡ　103
債務者　酒井　正昭
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１号
千葉県木更津市請西２丁目11番13号　橘貸家２号室
債務者　浅沼　真也
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２２５号
愛知県額田郡幸田町大字横落字郷東19番地１
債務者　音部　雄一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
埼玉県ふじみ野市亀久保666番地３　コーポ石塚
債務者　日下　正彦
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４５号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目32番地11　グランドハイツ303
債務者　角谷　玉木
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部